

たかまつ 農業委員会だより

第 71 号
令和 7 年 7 月 1 日
編集 農業委員会だより
編集委員会
発行 高松市農業委員会
TEL 087-839-2662



「高松産ごじまん品」食農教育活動 香南アグリームにて

- 内 容**
- 令和 7 年度農業委員会通常総会開催
 - 地域計画と農地転用等の手続きについて
 - 農地利用状況調査・農地パトロールについて
 - 農業相談会開催のお知らせ
 - 東讃農業改良普及センターから
 - 農林水産課から

令和 7 年度におきましても、関係機関と連携を図りながら委員全員が一丸となって取り組んでまいりますので、一層のご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、地域計画策定後から、利用権設定といわれた農地の貸借は「農地中間管理事業」農地機構を介した農地貸借」に統合されました。今年度は、年 2 回の農業相談会の開催を予定しており、香川県農地機構や市農林水産課の協力のもと、農業委員・農地利用最適化推進委員が連携し、貸し手と借り手のマッチングを行い、農地の集積・集約化を一層推進してまいりたいと考えております。

皆様には、日頃より農業委員会業務に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年 3 月には、本市の農地利用の将来像を記す「地域計画」が策定・公告され、地域における担い手への農地集約が強く進められております。今後、地域計画について、関係者への説明や意見聴取などを通じて、より精度の高いものに磨き上げるためには、地域の農業者の協力が不可欠であります。農業委員会も市農林水産課と協力して取り組んでまいります。皆様のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。



高松市農業委員会
会長 三笠 輝彦

いあいやつ

令和7年度農業委員会 通常総会開催

5月20日、香川県農業協同組合東讃宮農センター大ホールにおいて令和7年度農業委員会通常総会が開催されました。

総会では、令和6年度の事業報告と令和7年度の事業計画等の審議を行い、全会一致で可決しました。

通常総会の議事録は、高松市ホームページでご覧いただけます。



地域計画と農地転用等の 手続きについて

地域計画の策定に伴い、農用地区域からの除外申出や農地法第4条及

び第5条の規定による農地転用許可の申請をする際には、当該申出又は申請の前に、地域計画の変更が必要となります。

そのため、農振除外又は農地転用等を予定する農地が地域計画内農用地等に該当する場合、事前に「地域計画変更等申出書」を農林水産課へご提出ください。なお、地域計画の変更にあたっては、2か月程度の期間を要しますのでご注意ください。

農林水産課 ☎839-2422

農地利用状況調査・農地 パトロールを行います

8月から9月頃にかけて、市内の農地について一斉に利用状況調査を行います。この調査は、農地法第30条の規定に基づき、農地の利用最適化を推進するために、毎年実施するものです。

この調査では、現に耕作されておらず、かつ今後も耕作の見込みがない農地は遊休農地と判断されます。(なお、作付けはしてなくても、草刈り等の適切な管理がされている場合は遊休農地にはなりません。)

遊休農地と判断された農地については、後日その所有者等に対して個別に利用意向調査を行い、自ら管理

するか、香川県農地機構への貸付けを行うよう指導します。

また、利用状況調査と同時に、農地パトロールも行い、違反転用等についても調査を行います。



令和6年4月1日から相続登記の 申請が義務化されました!

- 過去の相続も義務化の対象になります。
 - 施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられています。
 - 正当な理由がなく、登記の申請を怠ると10万円以下の過料もありえます。
- ※早めに法務局で相続登記を行いましょう。
※相続登記の一連の手続きは司法書士などの専門家に依頼することもできます。

相続手続きが完了したら、
農業委員会への届出が必要です。

終身年金で安心! 農業者年金に加入しましょう

次の要件を満たす農業者の方ならどなたでも加入できます。

- 国民年金第1号被保険者(保険料免除者を除く)
- 年間60日以上農業に従事
- 20歳以上60歳未満 ※途中脱退、再加入も可能です。

お問い合わせはJA
または、農業委員会
事務局まで



農業委員会定例総会開催予定

日程	申請書の提出期限	日程	申請書の提出期限
R7.8/8(金)	R7.7/22(火)	R7.12/5(金)	R7.11/17(月)
9/10(水)	8/20(水)	R8.1/13(火)	12/15(月)
10/10(金)	9/22(月)	2/10(火)	R8.1/20(火)
11/10(月)	10/20(月)	3/10(火)	2/16(月)

農地に関する許認可等、申請書類の審査に時間を要する場合がありますので、提出期限に関わらず、事前に、ご協議くださるようお願いいたします。

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

週刊 【購読のご案内】
月4回 毎週金曜日発行
月額700円(税込)

全国農地を活かし 担い手を応援する
農業会議所発行 全国農業新聞の
購読お申し込みは、農業委員会事務局まで

香川県農地機構 ☎816-3955
農地の貸借以外でも、農地や就農に関するご相談などもお受けしています。
相談会に関するご質問等がございましたら、香川県農地機構か農業委員会事務局までお問い合わせください。
農業委員会事務局 ☎839-2662

農業経営基盤強化促進法（基盤法）の改正に伴って、令和7年4月（地域計画策定後）から相対での農地貸借は、「地域計画に基づく農地中間管理事業（農地機構）」による貸借に統合されました。
そのため、農用地の貸借の期間が終了し引き続き貸借の契約をご希望される方は、下記日程で農業相談会を開催します。ですので、貸し手と借り手の双方が一緒にご来場ください。ご不明な点がございましたら、香川県農地機構までお問い合わせください。

農業相談会開催のお知らせ

開催日程

地区	日時	場所	対象区域
第1地区	8月1日(金) 午前10時～11時30分	JA香川県高松市中央一宮支店	旧市域・鶴尾・太田・女木・男木 仏生山・多肥・一宮
第2地区	7月15日(火) 午後1時30分～3時	牟礼コミュニティセンター	牟礼・庵治
	7月30日(水) 午前10時～11時30分	JA香川県木太支店	木太・古高松・屋島
第3地区	7月31日(木) 午後1時30分～3時	三谷コミュニティセンター	前田・川添・林・三谷
第4地区	7月17日(木) 午後1時30分～3時30分	塩江コミュニティセンター	塩江
	7月29日(火) 午後1時30分～3時	JA香川県川東支店	香川
第5地区	7月18日(金) 午後1時30分～3時30分	JA香川県香南支店	川岡・円座・檀紙・弦打・香南
第6地区	7月16日(水) 午後1時30分～3時	JA香川県高松市西部鬼無支店	鬼無・香西・下笠居・国分寺
第7地区	7月30日(水) 午後1時30分～3時30分	JA香川県川島支店	十河・川島・東植田・西植田

安心な仕組みで、地域の農地の貸し借りをサポート

安心2つの
ポイント

安心① 知事指定の公的機関です

安心② 賃料を伴う場合、機構から確実に振り込みます

公益財団法人 香川県農地機構 TEL087-816-3955



東讃農業改良普及センターから

ごあいさつ



所長
佐治 博子

この度、4月の人事異動に伴い、東讃農業改良普及センター所長に着任しました。よろしくお願いいたします。

さて、近年、資材費や機械・施設費が高騰するなど、就農環境が悪化しており、新規就農者数の減少が懸念されています。

このようなか、普及センターでは、就農希望者が確実に就農し、経営の定着・発展が図られるよう、農業への理解促進や就農意欲の醸成といった啓発活動から、就農前、就農後まで、関係機関と連携して、切れ目なくワンストップ体制での支援に取り組んでおり、この取り組みについてご紹介いたします。

【啓発】管内の農業科のある2高校において、若手農業者が農業の魅力や農家の実態を伝える機会を設けたり、先進農家での実習支援などを行っています。

【就農前】就農に必要な技術や知識が習得できるよう実践研修を支援するとともに、先輩農業者との交流を通じて経営者としての自覚を促すなどに取り組んでいます。

【就農後】所内で経営担当と技術担当がチームを編成し、新規就農者の早期経営安定に向けて、関係機関と連携して伴走支援を行っています。

【環境づくり】農業士等の先進農家に県の里親制度への登録を推進し、就農希望者がより実践的な研修が受けられるよう、環境づくりに取り組んでいます。

東讃普及センターでは、「担い手育成と農産物の安定供給で活力ある地域を共に創る」を基本理念に、東讃地域の農業・農村の活性化に向けて、職員一同全力を挙げて取り組んでいますので、ご協力お願いします。



学校連携授業(高松南高等学校)

農林水産課から

鳥獣害に負けない集落をつくりましょう

遊休農地や放置竹林の増加などにより、野生鳥獣が住みやすい環境変化が進み、農作物被害や人の生活圏域への侵入が拡大しているところであります。

本市では、野生鳥獣による被害軽減を図るためには、地域ぐるみで侵入を防止する対策が有効であることから、侵入防止柵の設置に対して支援する制度を設けておりますので、積極的な活用をご検討ください。

●市内に住所を有する3名以上の受益者が共同(集落ぐるみ)で設置する場合

『対象となる経費』

金網柵、ネット柵、電気柵、ワイヤーメッシュ柵、結束線、固定杭など侵入防止柵の設置に係る資材費(定額)
設置を検討される方は、農林水産課(039-2422)までお気軽にお問い合わせください。

●受益者が少ない場合

【ア】単独(1戸)設置の場合】

補助対象経費(防護柵等の資材費)の4分の1以内

【上限:2万5千円】

【イ】2戸以上で共同設置の場合】

補助対象経費(防護柵等の資材費)の2分の1以内

【上限:5万円】

◎購入、設置の前に、お近くのJ A香川県へお問い合わせください。

農薬は周りに配慮して
正しく使いましょう!

・農薬使用基準(適用作物、使用量・希釈倍率、使用時間、使用回数)を守りましょう。

・農薬は食品など他のものと分けて保管し、容器の移し替えはしないようにしましょう。

・農薬の飛散を減らすため、風向きに注意するなど、散布時の基本的事項を励行しましょう。

・住宅地周辺では農薬の飛散防止対策を立てるとともに、事前に散布を知らせるなど、周辺住民の方に配慮しましょう。